

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)
理 由	令和4年度の事業費が確定したことにより、繰入金、地方債等の額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和4年度

有田川町公共下水道事業特別会計補正予算

(第5号)

令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度有田川町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,714千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,561,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債の補正」による。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	37,160	2,885	40,045
	1 負担金	37,160	2,885	40,045
2	使用料及び手数料	126,611	8,155	134,766
	1 使用料	126,611	8,155	134,766
4	県支出金	4,500	△278	4,222
	1 県補助金	4,500	△278	4,222
5	財産収入	500	△100	400
	1 財産運用収入	500	△100	400
6	繰入金	756,895	△20,294	736,601
	1 繰入金	756,895	△20,294	736,601
7	繰越金	1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
8	諸収入	10	519	529
	1 雑入	10	519	529
9	町債	310,900	△1,600	309,300
	1 町債	310,900	△1,600	309,300
	歳 入 合 計	1,572,702	△10,714	1,561,988

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	105,157	△4,054	101,103
	1 総務管理費	105,157	△4,054	101,103
2	施設費	766,382	△4,070	762,312
	1 公共下水道施設管理費	80,710	△2,440	78,270
	2 公共下水道施設整備事業費	685,672	△1,630	684,042
3	公債費	670,423	△220	670,203
	1 公債費	670,423	△220	670,203
4	諸支出金	28,740	△370	28,370
	1 基金積立金	28,740	△370	28,370
5	予備費	2,000	△2,000	0
	1 予備費	2,000	△2,000	0
	歳 出 合 計	1,572,702	△10,714	1,561,988

第 2 表
変 更

地 方 債 の 補 正

(単位:千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業	151,800	証書借入	3.5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	151,500	証書借入	3.5%以内	借入先の融資条件による。 但し町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
下 水 道 事 業 (公 営 企 業 会 計 適 用 債)	7,300	〃	〃	〃	6,300	〃	〃	〃
過 疎 対 策 事 業	151,800	〃	〃	〃	151,500	〃	〃	〃

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

2 歳 入

1 款 分担金及び負担金

2,885千円

1 項 負担金

2,885千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 負担金	千円 37,160	千円 2,885	千円 40,045
計	37,160	2,885	40,045

2 款 使用料及び手数料

8,155千円

1 項 使用料

8,155千円

1 使用料	126,611	8,155	134,766
計	126,611	8,155	134,766

4 款 県支出金

△278千円

1 項 県補助金

△278千円

1 下水道促進整備交付金	4,500	△278	4,222
計	4,500	△278	4,222

5 款 財産収入

△100千円

1 項 財産運用収入

△100千円

1 利子及び配当金	500	△100	400
計	500	△100	400

節		金額	説明	明
区分				
1 負担金	千円 3,180	下水道課 公共下水道事業受益者負担金	千円 3,180	
2 負担金（滞納繰越金）	△295	下水道課 負担金（滞納繰越金）	△295	

1 現年度分	7,341	下水道課 公共下水道使用料	7,341
2 滞納繰越金	814	下水道課 滞納繰越金	814

1 下水道促進整備交付金	△278	下水道課 和歌山県下水道促進整備交付金	△278

1 利子及び配当金	△100	下水道課 下水道事業整備基金利子 下水道事業減債基金利子	△101 1

6款 繰入金

△20,294千円

1項 繰入金

△20,294千円

目	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	千円 756,895	千円 △20,294	千円 736,601
計	756,895	△20,294	736,601

7款 繰越金

△1千円

1項 繰越金

△1千円

1 繰越金	1	△1	0
計	1	△1	0

8款 諸収入

519千円

1項 雑入

519千円

1 雑入	10	519	529
計	10	519	529

9款 町債

△1,600千円

1項 町債

△1,600千円

1 下水道債	310,900	△1,600	309,300
計	310,900	△1,600	309,300

節		説	明
区 分	金 額		
2 基金繰入金	千円 △20,294	下水道課 下水道事業整備基金繰入金	千円 △20,294

1 繰越金	△1	下水道課 繰越金	△1

1 雑入	519	下水道課 雑入 違約金	35 484

1 下水道債	△1,600	下水道課 公共下水道事業債 過疎対策事業債 下水道事業債（公営企業会計適用債）	△300 △300 △1,000

3 歳 出

1 款 総務費

△4,054千円

1 項 総務管理費

△4,054千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 105,157	千円 △4,054	千円 101,103	千円 0	千円 △1,000	千円 8,120	千円 △11,174
計	105,157	△4,054	101,103	0	△1,000	8,120	△11,174

2 款 施設費

△4,070千円

1 項 公共下水道施設管理費

△2,440千円

1 公共下水道 施設管理費	80,710	△2,440	78,270				△2,440
計	80,710	△2,440	78,270	0	0	0	△2,440

節		説明	千円
区分	金額		
3	職員手当等	総務課 時間外勤務手当	千円 △1,675
4	共済費	総務課 職員共済組合負担金（職員）	△4
8	旅費	下水道課 普通旅費	△140
10	需用費	下水道課 消耗品費 印刷製本費	△20 △10 △10
11	役務費	下水道課 水質検査手数料	△300
12	委託料	下水道課 地方公営企業法適用支援業務委託料 使用料徴収委託料	△950 △300
15	原材料費	下水道課 原材料費	△40
18	負担金補助及び交付金	下水道課 研修会等参加負担金 日本下水道協会費 全国町村下水道推進協議会和歌山県支部会費 排水設備等改造資金利子補給金	△140 △50 △20 △30 △40
26	公課費	下水道課 消費税	△485

12	委託料	下水道課 施設設備管理委託料	△1,720
13	使用料及び賃借料	下水道課 有料道路使用料	△120
14	工事請負費	下水道課 維持修繕工事請負費	△600

2 款 施設費

△4,070千円

2 項 公共下水道施設整備事業費

△1,630千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 公共下水道 施設整備事 業費	千円 685,672	千円 △1,630	千円 684,042	千円	千円 △600	千円 △18,605	千円 17,575
計	685,672	△1,630	684,042	0	△600	△18,605	17,575

3 款 公債費

△220千円

1 項 公債費

△220千円

1 元金	579,581	△220	579,361				△220
計	670,423	△220	670,203	0	0	0	△220

4 款 諸支出金

△370千円

1 項 基金積立金

△370千円

1 公共下水道 事業整備基 金積立金	24,140	△100	24,040			△101	1
2 公共下水道 事業減債基 金積立金	4,600	△270	4,330	△278		1	7
計	28,740	△370	28,370	△278	0	△100	8

節		金額	説明	
区分				
10 需用費	千円 △80	下水道課 消耗品費 燃料費	千円 △70 △10	
12 委託料	△100	下水道課 不動産鑑定委託料	△100	
13 使用料及び賃 借料	△30	下水道課 事務機器リース料	△30	
14 工事請負費	△1,420	下水道課 管路整備事業	△1,420	

22 償還金利息及 び割引料	△220	下水道課 過疎対策事業債	△220

24 積立金	△100	下水道課 公共下水道事業整備基金利息積立金	△100
24 積立金	△270	下水道課 公共下水道事業減債基金積立金	△270

5款 予備費

△2,000千円

1項 予備費

△2,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 2,000	千円 △2,000	千円 0	千円	千円	千円 △2,000	千円
計	2,000	△2,000	0	0	0	△2,000	0

節		説明
区分	金額	
	千円	財源更正 千円